

## 最近の判例から

# 土地売買建物請負契約か土地付建物売買契約か

(大阪高判 平一〇・三・二四 判例集未登載)

小林 誠吾

契約書上は土地売買契約と建物建築請負契約が締結されたが、実質は土地付戸建住宅の売買契約であると認定され、土地売買契約のローン条項により、一体の契約のローン解約が認められ、売主及び媒介業者に受領済の金員の返還を命じるとともに、媒介業者に重要事項説明義務違反があるとして売主の返還債務について連帯責任を認めた事例（大阪高裁平成一〇年三月二四日判決 上告 判例集未登載）。

### 一 事案の概要

買主Yは、平成七年一一月二二日、媒介業者X<sub>2</sub>の媒介で売主業者X<sub>1</sub>から、池田市の土地（七一・九二m<sup>2</sup>）を、一六八〇万円で買い受けた旨売買契約（ローン特約付）を締結し、同時に、三階建住宅（延面積一〇七・〇〇m<sup>2</sup>）を一〇〇〇万円で取得するについて、Yを注

文者、X<sub>1</sub>を請負者とする建設工事請負契約書を作成した。

Yは、一月一八日、X<sub>2</sub>を通してX<sub>1</sub>に一〇万円を支払い、契約当日の一月二一日X<sub>1</sub>に四六八万円（領収書は土地手付金二六八万円、建物建設金二〇〇万円）、X<sub>2</sub>に八二万円を支払った。

池田市住宅建設等指導要綱によれば、戸建住宅については敷地面積七五m<sup>2</sup>以上、長屋住宅については六〇m<sup>2</sup>以上が必要とされていたが、本件土地は、戸建住宅七五m<sup>2</sup>以上の要件を満していなかった。

本件建物の建築確認申請は、平成七年一二月X<sub>2</sub>らの関係者の名義で長屋建住宅として提出され、平成八年一月三一日確認がなされた。なお、Yは、建築確認申請について、X<sub>2</sub>からその説明を受けていない。

また、X<sub>2</sub>の作成した新聞折り込みチラシで

は、「新築一戸建て」等となつておらず、Yの希望による手直しはごく一部であり、通常発注者に交付される設計図書一式の交付もなかつた。Y（年収四六〇万円）は、売買代金のうち三〇三〇万円をローンで調達することとし、月返済額七一八万円、ボーナス時返済額約一五万円、固定金利で融資を受けることをX<sub>2</sub>に伝えたが、Yの年収不足により、不可能となつた。Yは、平成七年一二月二一日、ローン特約に基づき契約解除の意思表示をした。

X<sub>2</sub>は、Yに対し、請負契約仲介手数料六八万七・九二〇円の支払いを求めた（甲事件）。

X<sub>1</sub>は、Yに対し、土地売買契約の債務不履行であるとして、違約金の残額二六八万円の支払いを求めた（乙事件）。

Yは、①ローン解約を理由に、X<sub>2</sub>に対し、支払済の金員の返還を、また、②重要事項説明義務違反があるとして、X<sub>1</sub>に対し契約解除による支払済の四七八万円の返還を、X<sub>2</sub>に対し五六〇万円の損害賠償を求めた（丙事件）。

### 二 第一審判決の要旨

第一審（大阪地判平成九年六月二〇日 判例集未登載）は、次のような判断を下した。

(1) 本件契約は、契約書上土地売買契約書と建物建設請負契約書とに分かれているが、

- (1)  $X_2$ の作成した新聞折込チラシでは、「新築一戸建て」等となつており、
- (2) Yの希望による手直しはごく一部であ  
り、
- (3) 通常発注者に交付される設計図書一式  
が交付されておらず、
- (4) 建築確認申請はY名義ではなく、長屋  
住宅であり、Yにその説明がないことか  
らすれば、本件契約は、土地の売買と建  
売住宅の売買とが一体となつた四、六八〇  
万円の土地付戸建住宅の売買契約と認め  
られ、
- (2) 従つて本件ローン特約は本件契約全体に  
適用されるところ、Yの年収不足から客観  
的障害により融資不可能となつたのである  
から、Yは、本件契約を解除でき、平成七  
年一二月一日解除したとして、 $X_1$ には四  
七八万円の返還義務が、 $X_2$ には八二万円の  
返還義務があるとし、
- (3) また、本件建物は本件要綱に違反してい  
る上、虚偽の建築確認申請がなされ、竣工  
検査を受けられず、将来建替えに重大な支  
障を来すところ、X<sub>1</sub>は故意に秘してYを  
勧誘し、本件契約を締結させ、 $X_1$ に四七八  
万円を支払わせたから、 $X_2$ は債務不履行に  
基づく損害賠償債務として四七八万円の支

(4) 払義務を負うとし、  
結局、① $X_1$ 、 $X_2$ は連帯して四七八万円を、  
また、② $X_2$ は八二万円を、Yに支払えと命  
じた。

### 三 控訴審判決の要旨

X<sub>1</sub>らが控訴した。控訴審は第一審判決を踏  
襲した上、次のような判断を下した。

- (1) 本件契約の性質については、第一審認定  
事実のほか、①本件請負契約締結の際 $X_1$ が  
立ち会わず、契約締結後も本件建物の建築  
について何ら話合いをしておらず、②また、  
X<sub>1</sub>らは建築確認申請の名義人は誰でもよい  
と主張するが、建築確認申請の意義からし  
て名義人は建築主でなければならず、請負  
契約成否の判断にあたつても重要な意味を  
持つとして、③本件契約は一個の建売住宅  
の売買契約であるとし、

- (2) ローン解約についても、第一審認定事実  
のほか、固定金利とするか、変動金利とす  
るかは、Yにとつても重大関心事であり、  
Yが変動金利によるローンとしなくても、  
Yに責任はなく、Yのローン解約は有効で  
あるとし、
- (3) 重要事項説明義務違反については、 $X_2$ は  
仲介業者としての善管注意義務に違反し、

Yは $X_2$ の同義務違反により手付金相当額四  
七八万円の損害を被つたとし、  
(4) X<sub>1</sub>らの控訴は、理由がないとして、棄却  
した。

### 四 まとめ

本件判決は、契約書の形式ではなく、契約  
の実態から一個の土地付住宅売買契約とし、  
ローン特約は契約全体に適用されるとした。  
初めての判決であろう。

しかし、仮に二個の契約であるとしても、  
Yの責に帰すべからざる事由により土地売買  
契約が解除された以上Yは、当然建物請負契  
約を解除できると解することもできよう。  
最高裁の判断が待たれるところである。